

改 正 案			現 行		
<p>厚生労働科学研究費補助金等取扱規程 （平成10年4月9日厚生省告示第130号）</p> <p>（交付の目的） 第1条 厚生労働科学研究費補助金及び厚生労働行政推進調査事業費補助金（以下「補助金」という。）は、厚生労働科学研究の振興を促し、もって、国民の保健医療、福祉、生活衛生、労働安全衛生等に関し、行政施策の科学的な推進を確保し、技術水準の向上を図ることを目的とする。</p> <p>第2条 （略） （補助金の交付の対象事業及び対象者） 第3条 厚生労働大臣は、その所管に属する事務を遂行するために必要と認める次の表の左欄に掲げる事業を中欄に掲げる事業内容により右欄に掲げる研究類型に従い行う研究者等に対し、当該事業に要する経費について、予算の範囲内において、補助金（研究事業のうち指定型以外のもの及び推進事業に要する経費については厚生労働科学研究費補助金、研究事業のうち指定型に要する経費については厚生労働行政推進調査事業費補助金）を交付するものとする。</p>			<p>厚生労働科学研究費補助金取扱規程 （平成10年4月9日厚生省告示第130号）</p> <p>（交付の目的） 第1条 厚生労働科学研究費補助金（以下「補助金」という。）は、厚生労働科学研究の振興を促し、もって、国民の保健医療、福祉、生活衛生、労働安全衛生等に関し、行政施策の科学的な推進を確保し、技術水準の向上を図ることを目的とする。</p> <p>第2条 （略） （補助金の交付の対象事業及び対象者） 第3条 厚生労働大臣は、その所管に属する事務を遂行するために必要と認める次の表の左欄に掲げる事業を中欄に掲げる事業内容により右欄に掲げる研究類型に従い行う研究者等に対し、当該事業に要する経費について、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。</p>		
交付の対象事業	事業内容	研究類型	交付の対象事業	事業内容	研究類型
1～3 （略）	（略）	（略）	1～3 （略）	（略）	（略）
<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>	4 未承認薬評価研究事業	社会的に必要性の高い国内未承認薬の有用性を評価し、至適治療法を会発することを目的とする研究事業	指定型
4～5 （略）	（略）	（略）	5～6 （略）	（略）	（略）
6 循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業及びその推進事業	（略）	一般公募型 指定型 <u>（削除）</u> 若手育成型	7 循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業及びその推進事業	（略）	一般公募型 指定型 戦略型 若手育成型
7 女性の健康の包括的支援政策研究事業及びその推進事業	（略）	（略）	8 女性の健康の包括的支援総合研究事業及びその推進事業	（略）	（略）
8 難治性疾患等政策研究事業	（略）	（略）	9 難治性疾患等克服研究事業	（略）	（略）

9 慢性の痛み政策研究事業	(略)	(略)
10 長寿科学政策研究事業及びその推進事業	高齢者に特徴的な疾患、病態等に 着目し、介護予防事業をはじめとする 効果的・効率的な介護保険サービス等 の提供により、高齢者の生活の質の 向上及び介護の質の向上に資する 政策的な研究事業並びにその推進 事業	一般公募型 指定型 若手育成型
11 認知症政策研究事業及びその推進事業	認知症の人に対する医療分野と福祉 分野との連携による総合的な対策を 一層推進するための実態把握、予防等 の施策形成に向けた研究事業及び その推進事業	一般公募型 指定型 若手育成型
12 障害者政策総合研究事業及びその推進事業	(略)	(略)
13 (略)	(略)	(略)
14 エイズ対策政策研究事業及びその推進事業	(略)	(略)
15～21 (略)	(略)	(略)

2 前項の表の左覧に掲げる事業のほか、厚生労働大臣は、その所管に属する事務を遂行するために必要と認める厚生労働科学特別研究推進事業（厚生労働科学研究に関する研究成果の民間事業者への移転の促進を図ることを目的とする推進事業をいう。）を行う研究者等に対し、当該事業に要する経費について、予算の範囲内において、厚生労働科学研究費補助金を交付するものとする。

3～15 (略)

16 第1項から前項までの規定中「厚生労働大臣」とあるのは、第1項の表第8号（難治性疾患克服研究事業に限る。）の右欄に掲げる一般公募型並びに同表第21号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立保健医療科学院長」と、同表第20号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立医薬品食品衛生研究所長」として各項の規定を適用するものとする。

10 慢性の痛み対策研究事業	(略)	(略)
11 長寿科学総合研究事業及びその推進事業	高齢者の生活の質の向上及び介護の質の向上を目指し、高齢者に特徴的な疾患、病態等に 着目し、早期診断、治療介入プログラム技術及び標準的ケアの確立により、 介護予防事業をはじめとする効果的・効率的な介護保険サービス等の提供を 推進するための政策的な研究事業並びにその推進事業	一般公募型 指定型 若手育成型
12 認知症対策総合研究事業及びその推進事業	認知症患者に対する医療分野と福祉分野との連携による総合的な対策を 一層推進するための実態把握、予防等の施策形成に向けた研究事業及び その推進事業	一般公募型 指定型 若手育成型
13 障害者対策総合研究事業及びその推進事業	(略)	(略)
14 (略)	(略)	(略)
15 エイズ対策研究事業及びその推進事業	(略)	(略)
16～22 (略)	(略)	(略)

2 前項の表の左覧に掲げる事業のほか、厚生労働大臣は、その所管に属する事務を遂行するために必要と認める厚生労働科学特別研究推進事業（厚生労働科学研究に関する研究成果の民間事業者への移転の促進を図ることを目的とする推進事業をいう。）を行う研究者等に対し、当該事業に要する経費について、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

3～15 (略)

16 第1項から前項までの規定中「厚生労働大臣」とあるのは、第1項の表第9号（難治性疾患克服研究事業に限る。）の右欄に掲げる一般公募型並びに同表第22号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立保健医療科学院長」と、同表第21号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立医薬品食品衛生研究所長」として各項の規定を適用するものとする。

第4条～第6条 (略)
(公募研究課題への応募)

第7条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定中「厚生労働大臣に、その定める期間中に提出しなければならない。」とあるのは、第3条第1項の表第8号(難治性疾患克服研究事業に限る。)の右欄に掲げる一般公募型並びに同表第21号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立保健医療科学院長に、厚生労働大臣が定める期間中に提出しなければならない。」と、同表第20号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立医薬品食品衛生研究所長に、厚生労働大臣が定める期間中に提出しなければならない。」として同項の規定を適用するものとする。

(翌年度への継続手続)

第8条 (略)

2 第1項の規定中「厚生労働大臣」とあるのは、第3条第1項の表第8号(難治性疾患克服研究事業に限る。)の右欄に掲げる一般公募型並びに同表第21号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立保健医療科学院長」と、同表第20号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立医薬品食品衛生研究所長」として同項の規定を適用するものとする。

(交付基準額等の決定及び通知)

第9条 (略)

2 前項の規定中「厚生労働大臣」とあるのは、第3条第1項の表第8号(難治性疾患克服研究事業に限る。)の右欄に掲げる一般公募型並びに同表第21号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立保健医療科学院長」と、同表第20号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立医薬品食品衛生研究所長」として同項の規定を適用するものとする。

(交付申請書の提出)

第10条 (略)

2 前項の規定中「厚生労働大臣」とあるのは、第3条第1項の表第8号(難治性疾患克服研究事業に限る。)の右欄に掲げる一般公募型並びに同表第21号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立保健医療科学院長」と、同表第20号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立医薬品食品衛生研究所長」として同項の規定を適用するものとする。

3 (略)

(交付の決定)

第11条 (略)

2 (略)

3 前2項の規定中「厚生労働大臣」とあるのは、第3条第1項の表第8号(難治性疾患克服研究事業に限る。)の右欄に掲げる一般公募型並びに同表第21号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立保健医療科学院長」と、同表第20号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立医薬品食品衛生研究所長」として各項の規定を適用するものとする。

4～5 (略)

(交付の条件)

第12条 (略)

第4条～第6条 (略)

第7条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定中「厚生労働大臣に、その定める期間中に提出しなければならない。」とあるのは、第3条第1項の表第9号(難治性疾患克服研究事業に限る。)の右欄に掲げる一般公募型並びに同表第22号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立保健医療科学院長に、厚生労働大臣が定める期間中に提出しなければならない。」と、同表第21号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立医薬品食品衛生研究所長に、厚生労働大臣が定める期間中に提出しなければならない。」として同項の規定を適用するものとする。

(翌年度への継続手続)

第8条 (略)

2 第1項の規定中「厚生労働大臣」とあるのは、第3条第1項の表第9号(難治性疾患克服研究事業に限る。)の右欄に掲げる一般公募型並びに同表第22号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立保健医療科学院長」と、同表第21号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立医薬品食品衛生研究所長」として同項の規定を適用するものとする。

(交付基準額等の決定及び通知)

第9条 (略)

2 前項の規定中「厚生労働大臣」とあるのは、第3条第1項の表第9号(難治性疾患克服研究事業に限る。)の右欄に掲げる一般公募型並びに同表第22号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立保健医療科学院長」と、同表第21号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立医薬品食品衛生研究所長」として同項の規定を適用するものとする。

(交付申請書の提出)

第10条 (略)

2 前項の規定中「厚生労働大臣」とあるのは、第3条第1項の表第9号(難治性疾患克服研究事業に限る。)の右欄に掲げる一般公募型並びに同表第22号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立保健医療科学院長」と、同表第21号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立医薬品食品衛生研究所長」として同項の規定を適用するものとする。

3 (略)

(交付の決定)

第11条 (略)

2 (略)

3 前2項の規定中「厚生労働大臣」とあるのは、第3条第1項の表第9号(難治性疾患克服研究事業に限る。)の右欄に掲げる一般公募型並びに同表第22号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立保健医療科学院長」と、同表第21号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立医薬品食品衛生研究所長」として各項の規定を適用するものとする。

4～5 (略)

(交付の条件)

第12条 (略)

(1) (略)

(2) 研究者等は、研究事業及び推進事業の遂行に当たり、ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成25年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）、遺伝子治療等臨床研究に関する指針（平成27年厚生労働省告示第344号）及び人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号）等の研究に係る指針等を遵守しなければならないこと。

(3)～(17) (略)

2 前項各号（第10号を除く。）中「厚生労働大臣」とあるのは、第3条第1項の表第8号（難治性疾患克服研究事業に限る。）の右欄に掲げる一般公募型並びに同表第21号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立保健医療科学院長」と、同表第20号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立医薬品食品衛生研究所長」として各号の規定を適用するものとする。

3 第1項第10号中「厚生労働大臣の承認」とあるのは、第3条第1項の表第8号（難治性疾患克服研究事業に限る。）の右欄に掲げる一般公募型並びに同表第21号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立保健医療科学院長の承認」と、同表第20号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立医薬品食品衛生研究所長の承認」として同号の規定を適用するものとする。

第13条 (略)

(補助金の経理)

第14条 (略)

2～3 (略)

4 前項中「厚生労働大臣」とあるのは、第3条第1項の表第8号（難治性疾患克服研究事業に限る。）の右欄に掲げる一般公募型並びに同表第21号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立保健医療科学院長」と、同表第20号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立医薬品食品衛生研究所長」として同項の規定を適用するものとする。
(状況報告)

第15条 (略)

2 前項中「厚生労働大臣」とあるのは、第3条第1項の表第8号（難治性疾患克服研究事業に限る。）の右欄に掲げる一般公募型並びに同表第21号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立保健医療科学院長」と、同表第20号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立医薬品食品衛生研究所長」として同項の規定を適用するものとする。
(事業実績報告)

第16条 (略)

2～3 (略)

4 第1項及び第3項中「厚生労働大臣」とあるのは、第3条第1項の表第8号（難治性疾患克服研究事業に限る。）の右欄に掲げる一般公募型並びに同表第21号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立保健医療科学院長」と、同表第20号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立医薬品食品衛生研究所長」として各項の規定を適用するものとする。
(補助金の額の確定等)

(1) (略)

(2) 研究者等は、研究事業及び推進事業の遂行に当たり、ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成25年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）、遺伝子治療等臨床研究に関する指針（平成16年文部科学省・厚生労働省告示第2号）及び人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号）等の研究に係る指針等を遵守しなければならないこと。

(3)～(17) (略)

2 前項各号（第10号を除く。）中「厚生労働大臣」とあるのは、第3条第1項の表第9号（難治性疾患克服研究事業に限る。）の右欄に掲げる一般公募型並びに同表第22号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立保健医療科学院長」と、同表第21号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立医薬品食品衛生研究所長」として各号の規定を適用するものとする。

3 第1項第10号中「厚生労働大臣の承認」とあるのは、第3条第1項の表第9号（難治性疾患克服研究事業に限る。）の右欄に掲げる一般公募型並びに同表第22号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立保健医療科学院長の承認」と、同表第21号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立医薬品食品衛生研究所長の承認」として同号の規定を適用するものとする。

第13条 (略)

(補助金の経理)

第14条 (略)

2～3 (略)

4 前項中「厚生労働大臣」とあるのは、第3条第1項の表第9号（難治性疾患克服研究事業に限る。）の右欄に掲げる一般公募型並びに同表第22号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立保健医療科学院長」と、同表第21号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立医薬品食品衛生研究所長」として同項の規定を適用するものとする。
(状況報告)

第15条 (略)

2 前項中「厚生労働大臣」とあるのは、第3条第1項の表第9号（難治性疾患克服研究事業に限る。）の右欄に掲げる一般公募型並びに同表第22号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立保健医療科学院長」と、同表第21号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立医薬品食品衛生研究所長」として同項の規定を適用するものとする。
(事業実績報告)

第16条 (略)

2～3 (略)

4 第1項及び第3項中「厚生労働大臣」とあるのは、第3条第1項の表第9号（難治性疾患克服研究事業に限る。）の右欄に掲げる一般公募型並びに同表第22号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立保健医療科学院長」と、同表第21号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立医薬品食品衛生研究所長」として各項の規定を適用するものとする。
(補助金の額の確定等)

第17条 (略)

2 (略)

3 前2項中「厚生労働大臣」とあるのは、第3条第1項の表第8号(難治性疾患克服研究事業に限る。)の右欄に掲げる一般公募型並びに同表第21号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立保健医療科学院長」と、同表第20号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立医薬品食品衛生研究所長」として各項の規定を適用するものとする。

第18条 (略)

(刊行の届出)

第19条 (略)

2 (略)

3 前項中「厚生労働大臣」とあるのは、第3条第1項の表第8号(難治性疾患克服研究事業に限る。)の右欄に掲げる一般公募型並びに同表第21号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立保健医療科学院長」と、同表第20号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立医薬品食品衛生研究所長」として同項の規定を適用するものとする。

(特許公報等の届出)

第20条 (略)

2 前項中「厚生労働大臣」とあるのは、第3条第1項の表第8号(難治性疾患克服研究事業に限る。)の右欄に掲げる一般公募型並びに同表第21号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立保健医療科学院長」と、同表第20号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立医薬品食品衛生研究所長」として同項の規定を適用するものとする。

第21条 (略)

第17条 (略)

2 (略)

3 前2項中「厚生労働大臣」とあるのは、第3条第1項の表第9号(難治性疾患克服研究事業に限る。)の右欄に掲げる一般公募型並びに同表第22号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立保健医療科学院長」と、同表第21号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立医薬品食品衛生研究所長」として各項の規定を適用するものとする。

第18条 (略)

(刊行の届出)

第19条 (略)

2 (略)

3 前項中「厚生労働大臣」とあるのは、第3条第1項の表第9号(難治性疾患克服研究事業に限る。)の右欄に掲げる一般公募型並びに同表第22号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立保健医療科学院長」と、同表第21号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立医薬品食品衛生研究所長」として同項の規定を適用するものとする。

(特許公報等の届出)

第20条 (略)

2 前項中「厚生労働大臣」とあるのは、第3条第1項の表第9号(難治性疾患克服研究事業に限る。)の右欄に掲げる一般公募型並びに同表第22号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立保健医療科学院長」と、同表第21号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立医薬品食品衛生研究所長」として同項の規定を適用するものとする。

第21条 (略)